

帯広市建設工事等郵便入札実施要領

[平成 20 年 4 月 1 日制定]

(目的)

第 1 条 この要領は、帯広市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号。以下「契約規則」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、帯広市工事執行規則（昭和 52 年規則第 28 号。以下「執行規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事等の契約に係る郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 郵便入札の対象とする建設工事等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 帯広市条件付一般競争入札実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する条件付一般競争入札に付する建設工事等。ただし、市長が郵便入札以外の方法により入札を実施することと決定したものを除く。
- (2) その他市長が特に必要と認めた建設工事等。

(入札の公告)

第 3 条 所管の長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、契約規則第 7 条、一般競争入札要綱第 4 条及び第 11 条の規定に基づく公告のほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告を行うものとする。

- (1) 入札書及び指定した書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時、場所
- (6) 郵便入札の条件に違反した入札を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札回数)

第 4 条 郵便入札の再度入札は、行わない。

(入札書等の郵送方法)

第 5 条 郵便入札の参加者は、入札書等を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、第 3 条第 2 号に規定する到達期限までに到達するべく郵送しなければならない。

- 2 第 3 条第 1 号に規定する入札書等のみの郵送を指定した場合における前項の規定による郵送については、当該封筒の表側に入札件名、入札番号、開札日、入札参加者の住所、氏名のほか入札書在中の旨を朱記しなければならない。
- 3 第 3 条第 1 号に規定する入札書等の郵送を指定した場合における第 1 項の規定による郵送については、入札書及び指定した書類を封入し、前項の例により封筒の表側に記入し、及び朱記しなければならない。
- 4 第 3 条の公告で入札保証金を必要とした場合には、入札書等のほか、入札保証金を納付したことを確認できる書類又は市長が適当と認めた担保を証する書類を前項に規定する外封筒に同封しなければならない。
- 5 第 3 条第 2 号に規定する到達期限までに同条第 3 号に規定する送付先に到達しなかった場合には、事故、その他いかなる理由があっても当該入札を辞退したものとみなす。

(入札書等の保管)

第6条 所管の長は、入札書等が到達したときは、開札日時まで契約管財課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、撤回又は差し替えをすることができない。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者の入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 入札保証金を必要とする場合において、所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供を確認する書類の提出のない者又は不足する者のした入札

(5) 一の入札について同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札

(6) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(7) 第3条第2号の到達期限までに同条第3号の送付先に到達しなかった入札(第11条の規定により入札を延期した場合を除く。)

(8) 入札に関し不正行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。)

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札の立会)

第8条 所管の長は、入札者が立会を希望するときは、郵便入札立会申込書(様式第1号)を入札書の到達期限までに提出した者について、開札に立ち合わせることができるものとする。

2 前2項の規定による開札の立会は、入札者に代わって入札者に常時雇用されている者(以下「立会代理者」という。)が立ち会うことができるものとする。

3 開札時において、開札立会者が一人もいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(開札)

第9条 開札は、第3条第5号で公告した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、落札決定を保留し、ただちに当該入札者の出席を求め、くじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者のすべてが現に入札に立ち会っている場合は、その場で当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、立会代理者が入札に立ち会っているときは、入札者に代わりくじを引くことができるものとし、郵便入札立会申込書にその旨記入するものとする。

4 前2項の場合において、出席の求めに応じない者又は入札に立ち会っているがくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 開札の結果を確認するため、開札に立ち会った者の中から1者以上を指名し、郵便入札開札立会確認書(様式第2号)に署名を求めるものとする。

(入札結果の通知)

第10条 所管の長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を契約管財課において閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供

するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第 11 条 所管の長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生し、公平な入札が執行できないと判断した場合又は不正な行為等により必要があると認めたときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条第 3 項及び第 9 条第 3 項の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。を行う契約について適用し、施行日前に告示を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。